

第1回京丹波町総合計画審議会

平成27年5月27日
午後1時30分～
京丹波町役場 議場

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員等紹介
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 諮問
- 7 部会の編成
 - (1) 部会所属の決定
 - (2) 部会長及び副部会長の選任
- 8 総合計画策定アドバイザー講演
京都府立大学教授 宗田好史 様
演題：「厳しい人口減少下の京丹波町総合計画のために」
- 9 京丹波町総合計画策定に向けて
 - (1) まち・ひと・しごと創生と第2次京丹波町総合計画策定について
＜計画策定方針、計画策定スケジュール等＞
 - (2) 京丹波町総合計画委員会（地方創生推進本部）検討報告
 - (3) グループディスカッション（フリートーク）
- 10 次回の審議会について
平成27年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～
- 11 閉会

京丹波町総合計画審議会委員

(敬称略)

会長等	氏名	選出区分(条例第3条第2項各号)	備考
	梅原 好範	町議会が推薦する議員(第1号)	総務文教常任委員長
	岩田 恵一	町議会が推薦する議員(第1号)	福祉厚生常任委員長
	松村 篤郎	町議会が推薦する議員(第1号)	産業建設常任委員長
	櫻井 博規	町教育委員会の委員(第2号)	町教育委員会委員長 職務代理
	白 檉 貢	町農業委員会の委員(第3号)	町農業委員会会長
	上 田 正	公共的団体役員又は職員(第4号)	町区長会理事
	竹内 裕子	公共的団体役員又は職員(第4号)	町女性の会会長
	岡本 久	公共的団体役員又は職員(第4号)	(財)丹波自然運動公園 協力会常務理事
	樋口 義昭	公共的団体役員又は職員(第4号)	京丹波森林組合 代表理事専務
	野間 之暢	公共的団体役員又は職員(第4号)	町商工会会長
	西山 芳明	公共的団体役員又は職員(第4号)	町観光協会副会長
	中江 祐之	学識を有する者(第5号)	京都銀行須知支店長
	中西 和之	学識を有する者(第5号)	竹野活性化委員会代表
	山本 麻里	学識を有する者(第5号)	介護福祉士
	黒井 衛	町長が適当と認める者(第6号)	丹波ワイン株式会社 代表取締役
	寺尾 純	町長が適当と認める者(第6号)	ROOFGATE株式会社 代表取締役
	田中 強	町長が適当と認める者(第6号)	町民生児童委員協議会 会長
	杉浦 美穂	町長が適当と認める者(第6号)	認定就農者
	谷 文絵	町長が適当と認める者(第6号)	質美笑楽講 絵本ちゃん 主宰
	湊 由利江	町長が適当と認める者(第6号)	子育て世代代表

京丹波町総合計画策定アドバイザー

(敬称略)

氏名	役職等	備考
宗田好史	京都府立大学教授	

京丹波町総合計画審議会事務局

氏名	職名	備考
伴田邦雄	総務福祉担当参事	総務文教部会
山田洋之	事業担当参事	産業建設部会
久木寿一	企画政策課長	福祉厚生部会
石崎宣彦	企画政策課主幹	産業建設部会庶務
堀友輔	企画政策課地域支援室長	産業建設部会庶務
田中晋雄	企画政策課企画係長	総務文教部会庶務
正田智久	企画政策課企画係主査	福祉厚生部会庶務

京丹波町総合計画審議会設置条例

平成18年3月31日
条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、京丹波町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

京丹波町総合計画審議会傍聴規程

平成18年8月1日
告示第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、京丹波町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議は、審議会会長（以下「会長」という。）の許可を得たものが傍聴することができる。ただし、審議会の部会の会議は、傍聴することができない。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければ傍聴することができない。

2 前項の手続きは、会議開始予定時刻の15分前（以下「受付開始時刻」という。）から行う。ただし、受付開始時刻において前条の定員を超えたときは、くじで傍聴人を決定する。

3 傍聴の手続きは、前条の定員に達したとき又は会議開始予定時刻に達したときに終了する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、ステッカー類等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認める者

(8) 異様な服装又は装飾品を身につけている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 何人も、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしないこと

(2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

京丹波町総合計画審議会部会設置規程

平成18年8月1日
訓令第10号

(趣旨)

第1条 京丹波町総合計画審議会設置条例（平成18年京丹波町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、条例第2条に規定する事務の一部について、より専門的調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務文教部会
- (2) 産業建設部会
- (3) 福祉厚生部会

2 前各号の部会が担当する事務は、別表のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 部会の議長は、部会長が務める。
- 3 部会において可否を決定する議事があるときは、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、部会の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、必要に応じ、部会の協議結果等について審議会に報告するものとする。

(幹事)

第8条 部会に幹事若干名を置くことができる。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年8月10日から施行する。

- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (4) 携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて町職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(適用除外)

第11条 会議が現地調査等傍聴に適さないものであるときは、非公開とし、この規程を適用しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月10日から施行する。

別表（第3条関係）

部会名	担当事務（分野）
総務文教部会	総務、行政、財政、財産、税、企画 消防防災 生活安全（防犯、交通安全等） 情報 交通対策 人権 男女共同参画 交流（国際、地域間） 学校教育 社会教育（生涯学習、スポーツ等） 青少年健全育成 文化、芸術 その他これらに関係する分野 他の部会に属さない分野
産業建設部会	農業、林業、水産業、商業、工業、観光 消費生活 企業誘致（企業立地支援）、雇用対策 道路、河川、砂防、ダム 公園、建築、住宅（空き民家、団地等を含む） 都市計画 上・下水道 その他これらに関係する分野
福祉厚生部会	住民 保健、福祉、医療、保険 子育て支援、保育所 社会保障 環境（保全、創出） 廃棄物対策 その他これらに関係する分野
各部会共通	住民等と行政の協働・住民参画 住民自治活動、地域活動等 産学公（官）連携 人材育成 行財政改革 土地利用

京丹波町総合計画審議会 部会編成用シート

(敬称略)

会長等	部 会 名 称			氏 名	備考	
	部会長等					
		総務文教	産業建設	福祉厚生	梅原 好範	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	岩田 恵一	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	松村 篤郎	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	櫻井 博規	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	白樫 貢	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	上田 正	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	竹内 裕子	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	岡本 久	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	樋口 義昭	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	野間 之暢	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	西山 芳明	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	中江 祐之	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	中西 和之	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	山本 麻里	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	黒井 衛	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	寺尾 純	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	田中 強	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	杉浦 美穂	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	谷 文絵	
		総務文教	産業建設	福祉厚生	湊 由利江	

※部会の担当事務（分野）は、部会設置規程別表参照

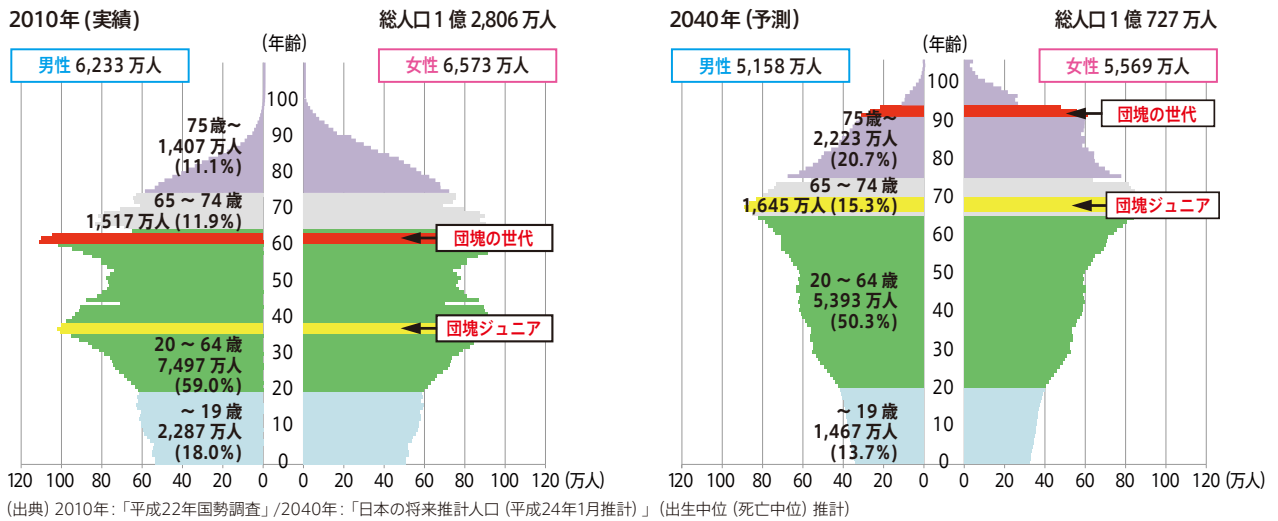
まち・ひと・しごと創生 「長期ビジョン」「総合戦略」

まち・ひと・しごと創生とは

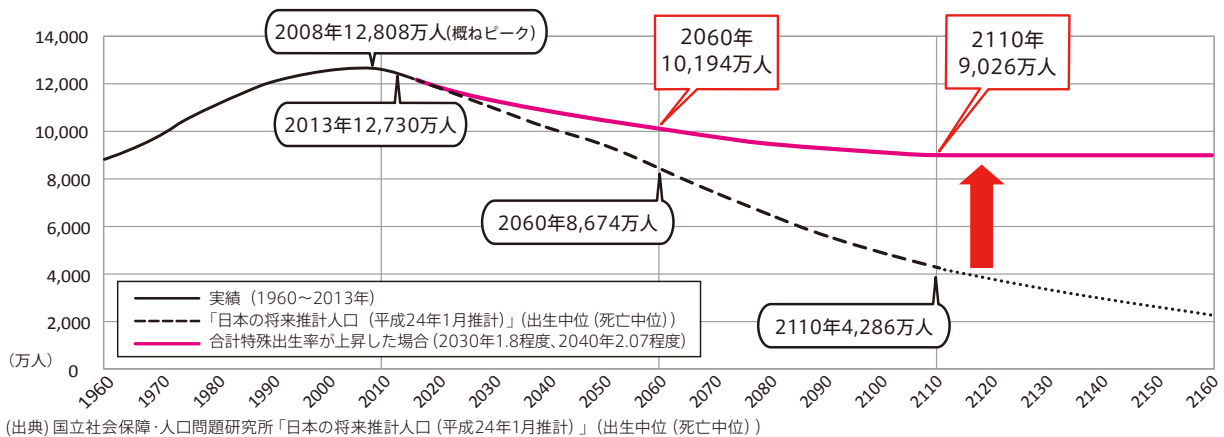
(1) まち・ひと・しごと創生が目指すもの

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- 国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

人口ピラミッドの変化



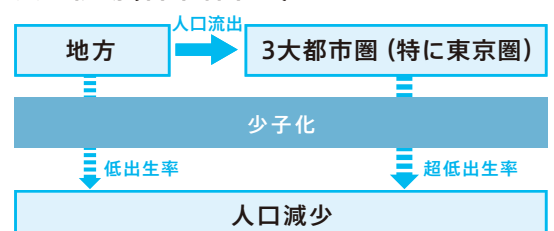
我が国の人口の推移と長期的な見通し



(2) なぜ、まち・ひと・しごと創生か

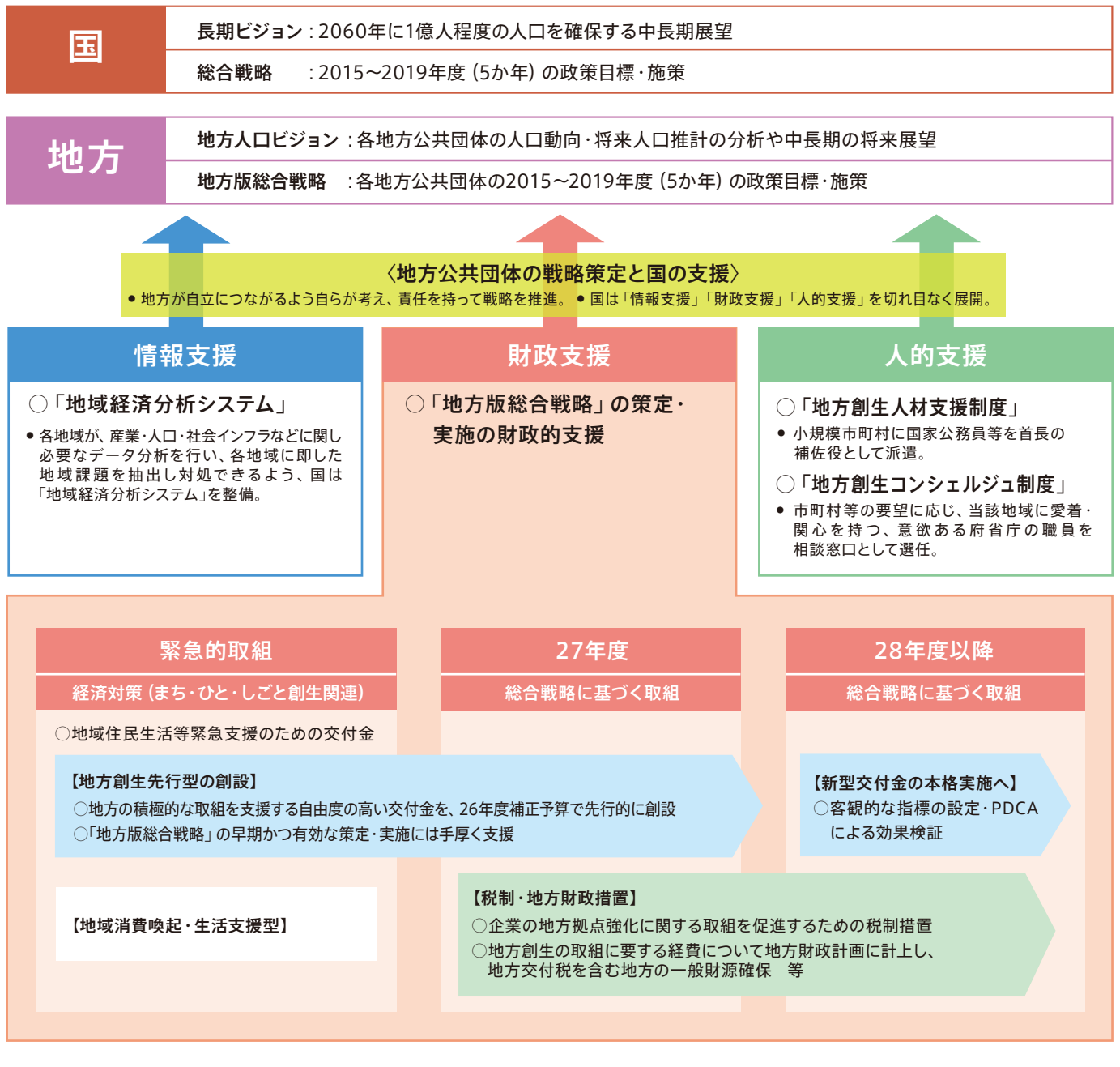
- 人口減少問題は地域によって状況や原因が異なる。
- 大都市における超低出生率・地方における都市への人口流出+低出生率が日本全体の人口減少につながっている。
- 東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育て希望を実現することにより人口減少を克服。
- 地域特性に応じた処方せんが必要。

人口移動(若年層中心)



(出典) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」より

(3) 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



(4) 「地方人口ビジョン」・「地方版総合戦略」策定のポイント

- すべての都道府県及び市町村は、平成27年度中に「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定に努める。
- 地域経済分析システム（ビッグデータ）等を活用し、地域特性を把握した効果的な政策立案。
- 明確な目標とKPI^{※1}（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクル^{※2}による効果検証・改善。
- 地方公共団体を含め、産官学金労言^{※3}、女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力・参画を促す。
- 地方議会も策定や検証に積極的に関与。
- 各々の地域での自律的な取組と地域間連携の推進。

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略（2013年6月）でも設定されている。

※2 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点のプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

※3 （産）産業界、（官）地方公共団体や国の関係機関、（学）大学等の高等教育機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディア。

長期ビジョン・総合戦略

長期ビジョン

人口問題に対する基本認識

「人口減少時代」の到来

今後の基本的視点

- 3つの基本的視点 ①「東京一極集中」の是正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- 人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度に維持される。

地方創生がもたらす日本社会の姿

◎地方創生が目指す方向

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

総合戦略

基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

①政策5原則

従来の施策（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の検証を踏まえ、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開。

②国と地方の取組体制とPDCAの整備

国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

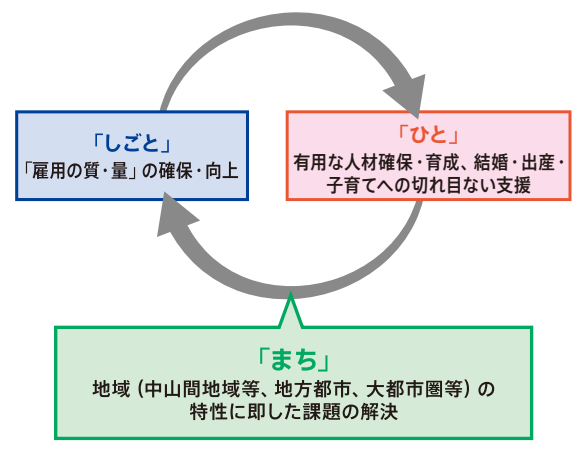
今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

「しごと」と「ひと」の好循環、
それを支える「まち」の活性化

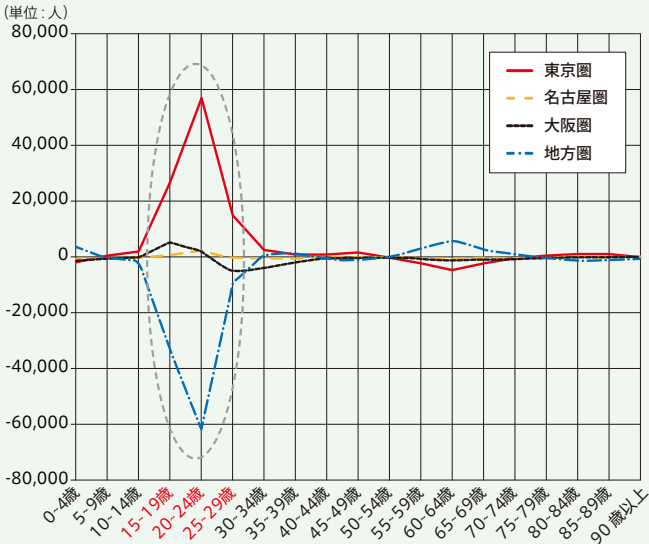


基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

現状・課題

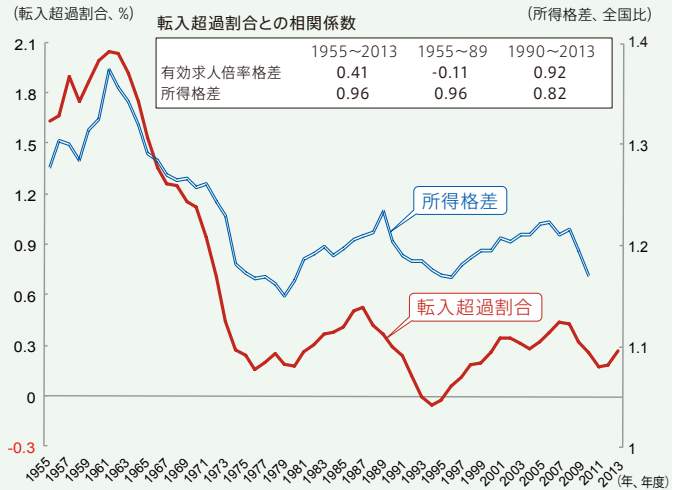
- 2013年の転入超過数の状況を見ると、東京圏では10万人の転入超過となっており、その大半は10代後半～20代の若者
- 東京圏への人口移動は、経済・雇用情勢の格差が影響しており、地方における雇用創出が東京一極集中是正につながる

年齢別転入超過数の状況 (2013年)



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成
(注)上記の地域区分は以下のとおり。東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 地方圏:
三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)以外の地域

東京圏への人口移動と所得格差・有効求人倍率格差の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定統計)」、内閣府「県民経済計算」より国土交通省国土政策局作成
(注1)東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (注2)転入超過割合は「(転入者-転出者)/総人口」、所得格差は「1人あたりの県民所得の東京圏平均/全国値」、有効求人倍率格差は「有効求人倍率の東京圏平均/全国値」で計算。グラフ内の数字は各期間の転入超過割合と格差指標の相関係数

基本目標

地方において若者向けの雇用をつくる。2020年までの5年間で30万人分

- 若い世代における正規雇用労働者の割合の向上。
- 女性の就業率の向上。

主な重要業績評価指標(KPI) ●対日直接投資残高を倍増(18兆円→35兆円) ●サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大(平均0.8%→2.0%)
●雇用型在宅テレワーカーを全労働者数の10%以上に増加

政策パッケージ

地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- 地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- 地域の産官学金労言が連携した総合戦略推進組織の整備
- 地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- 包括的創業支援
- 地域を担う中核企業支援
- 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- 外国企業の地方への対内直接投資の促進
- 産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

ICT等の利活用による地域の活性化

- ICTの利活用による地域の活性化
- 異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

地域産業の競争力強化(分野別取組)

- サービス産業の活性化・付加価値向上
- 農林水産業の成長産業化
- 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- 分散型エネルギーの推進

地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

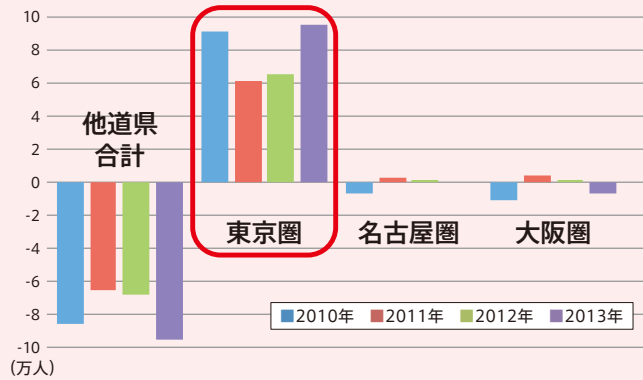
- 若者人材等の還流及び育成・定着支援
- 「プロフェッショナル人材」の地方還流
- 地域における女性の活躍推進
- 新規就農・就業者への総合的支援
- 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

現状・課題

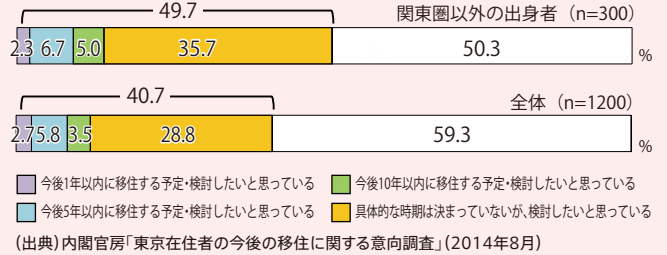
- 人口流入によって東京圏に人口が集中 ○国際的に見ても首都圏への人口集中の割合が高く、さらに上昇傾向にある
- 地方は人口減少の著しい地域が発生する見込み

住民基本台帳転出入超過数

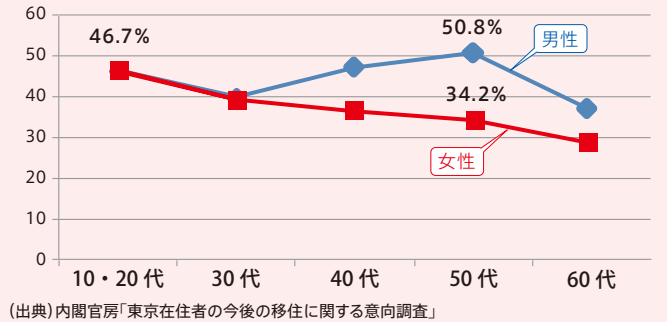


(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(2010年—2013年)」
 (注)東京圏は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県合計、名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県合計、大阪圏は大阪府・兵庫県・京都府・奈良県合計

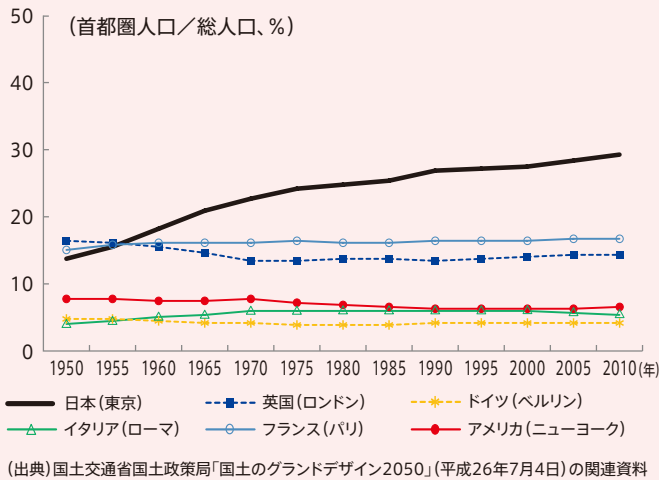
東京在住者の移住希望調査(2014年8月)



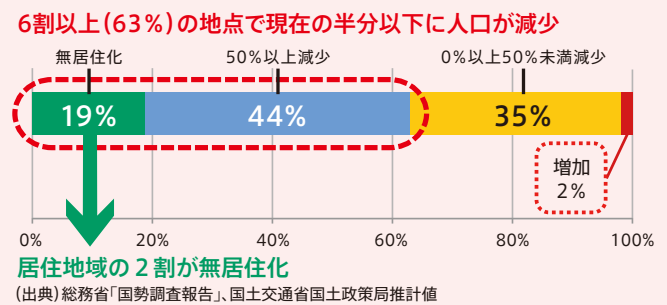
年代別の移住希望者の割合



首都圏への人口集中・欧米諸国との比較



人口増減割合別の地点数(2010年→2050年)



基本目標

現状で年間10万人超の東京圏への人口流入に歯止めをかけ、
 東京圏と地方の人口の転出入を均衡させる

- 2020年までに、東京圏から地方への転出を4万人増加。
- 2020年までに、地方から東京圏への転入を6万人減少。

主な重要業績評価指標(KPI)

- 年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 新規学卒者の県内就職割合を平均80%

政策パッケージ

地方移住の推進

- 地方移住希望者への支援体制
- 地方居住の本格推進
- 「日本版CCRC」の検討
- 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

企業の地方拠点強化、

企業等における地方採用・就労の拡大

- 企業の地方拠点強化等
- 政府関係機関の地方移転
- 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

地方大学等創生5か年戦略

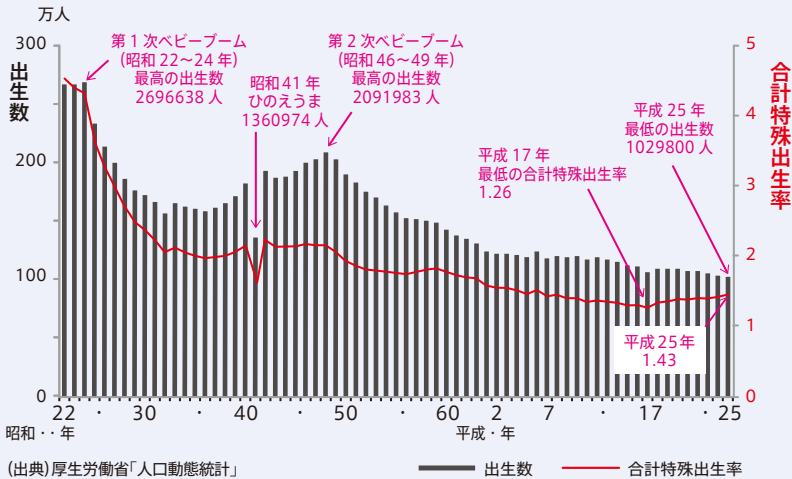
- 知の拠点としての地方大学強化プラン
- 地元学生定着促進プラン
- 地域人材育成プラン

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

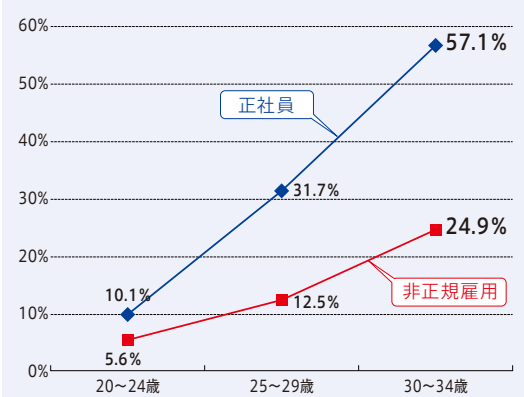
現状・課題

- 出生数は大きく減少 ○就労形態（非正規雇用等）は配偶者の有無の割合に大きく影響
- 未婚者の結婚意思は、9割程度の高い水準・理想の子どもの数も2名以上。一方、合計特殊出生率は1.43となっており、理想と現実のギャップが存在

日本の出生数・出生率推移

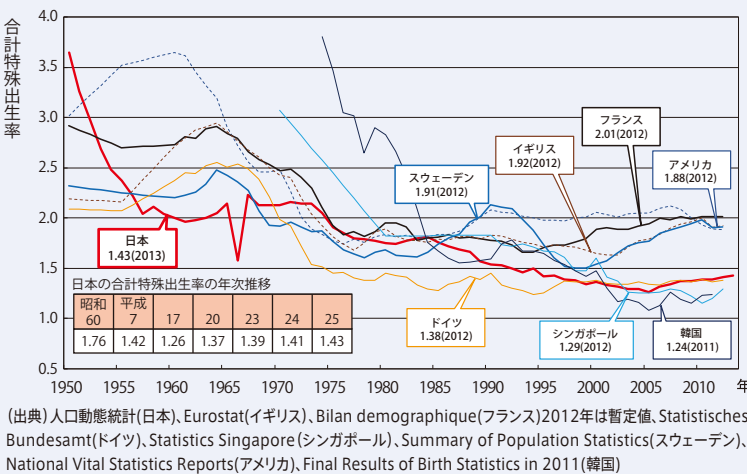


就労形態別配偶者のいる割合 (男性)

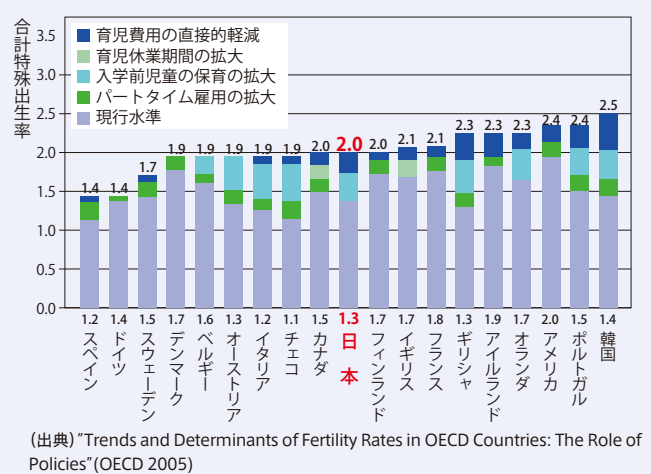


(出典) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)より作成

諸外国の合計特殊出生率の動向



各種政策を実行した場合の合計特殊出生率への影響



基本目標

若い世代が、安心して結婚・妊娠・子育てできるようにする

- 第1子出産前後の女性の継続就業率の向上。
- 結婚希望実績指標の向上。
- 夫婦子ども数予定実績指標の向上。

主な重要業績評価指標 (KPI)

- 若者(20~34歳)の就業率を78%に向上
- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施割合100%
- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上

政策パッケージ

若い世代の経済的安定

- 若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

子ども・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)

- 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

現状・課題

- 中山間地域・地方都市における人口減少に伴う生活サービス提供等、地域の維持・活性化への対応
- 大都市における高齢化・単身化による医療・介護ニーズの拡大への対応
- 老朽インフラ、空き家対応などストック対策 ○コミュニティ、ふるさとづくりへの対応

基本目標 「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進

主な重要業績評価指標(KPI) ●「小さな拠点」の形成数(具体的数値は「地方版総合戦略」を踏まえ設定)
●立地適正化計画を作成する市町村数150 ●定住自立圏の協定締結等圏域数140

政策パッケージ

中山間地域等における

「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- 「小さな拠点」の形成
- 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

地方都市における経済・生活圏の形成

- 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

大都市圏における安心な暮らしの確保

- 大都市圏における医療・介護問題への対応
- 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

地域連携による経済・生活圏の形成

- 「連携中枢都市圏」の形成
- 定住自立圏の形成の促進

住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

ふるさとづくりの推進

- 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

国家戦略特区制度との連携

- 国家戦略特区法改正
- 「地方創生特区」の指定

税制

- 地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- 地方創生に資する国家戦略特区での特例
- 地方における企業拠点の強化の促進
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- 子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

社会保障制度

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行
- 医療保険制度改革
- 地域医療構想の策定
- 地域包括ケアシステムの構築

地方分権

- 「提案募集方式」による改革推進等

地方財政

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるよう措置

その他の財政的支援の仕組み(新型交付金)

- 地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ、自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための財政的支援

規制改革

- 「空きキャパシティ」の再生・利用
- 地域における道路空間の有効活用の促進
- 地方版規制改革会議の設置

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 【電話】03-5253-2111(代表)

【URL】<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/> 詳細はホームページをご覧ください。



政府広報 | 内閣官房

策定期間等	平成26年度					平成27年度											平成28年度													
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合計画審議会 【全体会議】							第1回			第2回	議会等 報告	第3回		議会等 報告		第4回			第5回		第6回		第7回		第8回					委員任期
							諮問・部会編成等			総合戦略案の検討 人口ビジョン・	中間報告と進捗状況に ついて	総合戦略案の検討 人口ビジョン・	人口ビジョン・総合戦略 の報告・答申 (第1次)			総合計画策定に 係る協議			基本計画案の協議		基本計画案の協議		基本計画の素案検討		基本計画とりまとめ 答申(第2次)					
【部会会議】 (総務文教) (産業建設) (福祉厚生)								第1回	第2回		第3回								第4回		第5回									
								必要な施策について 検討	必要な施策について 検討		必要な施策について 検討								必要な施策について 検討		必要な施策について 検討									
総合計画委員会	第1回	第2回		第3回		第4回		第5回																						
	次期総合計画策定に 向けた政策体系協議	地方創生に向けた 取り組み協議		地方創生に向けた 取り組み協議		地方創生に向けた 取り組み協議		総合計画審議会 部会参加																						
<p>以降、審議会各部会の審議内容により、部会等への参加。 部会審議内容を受け、計画委員会を随時開催。</p> <p>11月：地方版総合戦略等につき、理事者報告・策定</p>																														

京丹波町総合計画委員会（兼地方創生推進本部） 検討報告書

～地方版総合戦略に向けて中間的な検討状況の報告～

I. まち・ひと・しごと創生に関する国の基本方針

1 国や京都府の現状と基本的視点（考え方）

国の人口は、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、今後このまま何も手を打たなければ、2050年には9,708万人となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少すると推計されている。

また、京都府においても2004年の265万人をピークに、2005年以降は自然減となっており、地域によって状況は異なるが、府内全体では本格的な人口減少の局面が顕著な状況である。

これは、地方／東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いており、国際的に見ても首都圏への人口集中度が約3割という実態は、諸外国に比べて圧倒的に高い状況となっている。

このように、地方は人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルに陥るリスクが高く、地方が弱体化すれば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ競争力を弱めるおそれがあるといえる。

こうした状況に対応するためには、国において平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、以下の基本的視点から、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むこととなった。

【基本的視点】

① 東京一極集中に歯止めをかける。

地方から東京への人口流出に「歯止め」をかけるために、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するためには、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

上記の構造的な問題の解決には長期間を要する上に、解決のために残された選択肢は少なく、これまでにない危機感を持って取り組む必要がある。

2 まち・ひと・しごとの創生総合戦略の基本方針

上記の構造的な課題に取り組む際に重要なのが、上記の負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取り組みであり、都市部での意向調査では、「仕事さえあれば地方への移住を希望する人が約4割いる」との結果も出ていることから、地方に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

これまで国施策では、「各省庁・制度ごとの縦割り構造」「地域特性を考慮しない全国一律の手法」「効果検証を実施しない」「地域に浸透しない表面的な施策」「短期的な効果を求める施策」などの構造を見直し、国の総合戦略では、以下に示す「政策5原則」「4つの基本目標」を掲げて取り組みを進めている。

【政策5原則】

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものとする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐこととする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置くこととする。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等における地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組みなども含まれる。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態にあった施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、地方版の総合戦略を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる「枠組み」を整備し、国は利用者側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひと・しごとの移転・創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民・企業・金融機関・教育機関等を含めた産官学金労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズム（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））を継続的に繰り返し、当該事業活動の管理・改善を行う手法の下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うこととする。

【4つの基本目標】

(1) 地方における安定した雇用を創出する

＜具体的な数値目標＞

- 若者雇用創出数（地方） 2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の雇用創出 等

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

＜具体的な数値目標＞

- 東京圏から地方への転出 2020年までの5年間に4万人の増加（2013年比） 等

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

＜具体的な数値目標＞

- 第1子出産前後の女性の継続就業率 55%（2013年38%）

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

以上の政策5原則、4つの基本目標を踏まえ、平成27年度中に全市町村が「地方版総合戦略」の策定に取り組む必要がある。

本町においても、人口減少対策は喫緊の課題となっており、平成18年度に策定した「京丹波町総合計画」の計画期間が平成28年度に見直し時期をむかえることを鑑み、第2次京丹波町総合計画の主要な施策の柱としてこの地方版総合戦略を捉え、将来にわたる一体的な計画となる戦略策定に向けて、「京丹波町総合計画委員会」を「地方創生推進本部」と位置づけ、検討を重ねてきた。

II 京丹波町の現状

1 京丹波町における人口の現状

本町における総人口は、昭和20年の「26,986人」をピークとして緩やかな減少傾向が継続しており、第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）の影響も少なく、平成7年以降では年間約「220人」程度の人口減となっている。

また、年齢区分ごとのピーク時と比較すると、年少人口（0～14歳）は「8,912人（昭和25年）」から「1,783人（平成22年）」に、生産年齢人口（15～64歳）では「14,976人（昭和30年）」から「8,464人（平成22年）」に大幅な減少となっている。老年人口は、人口減少局面となった昭和50年以降も増加していたが、平成27年をピークに今後は減少すると推計されており、すべての世代人口が減少していく、いわゆる「人口減少の第3段階」に突入したと考えられる。

出生者では、昭和57年までは毎年200人以上の出生が見られたが、以降減少の局面を向かえ、平成16年以降は100人を下回る状況となっている（直近5ヵ年の平均出生者数は71人）。

死亡者数は、毎年200人以上で推移しているが、昭和58年以降出生者数を上回る状態が継続しており、毎年「100人以上の自然減」の状況となっている。

平成17年の合併以降の転入・転出等の社会動態においては、転入・転出者とも平均400～500人前後で推移し、その差が少ないことから、本町における「社会減少の影響」は少ないものと考えられる。

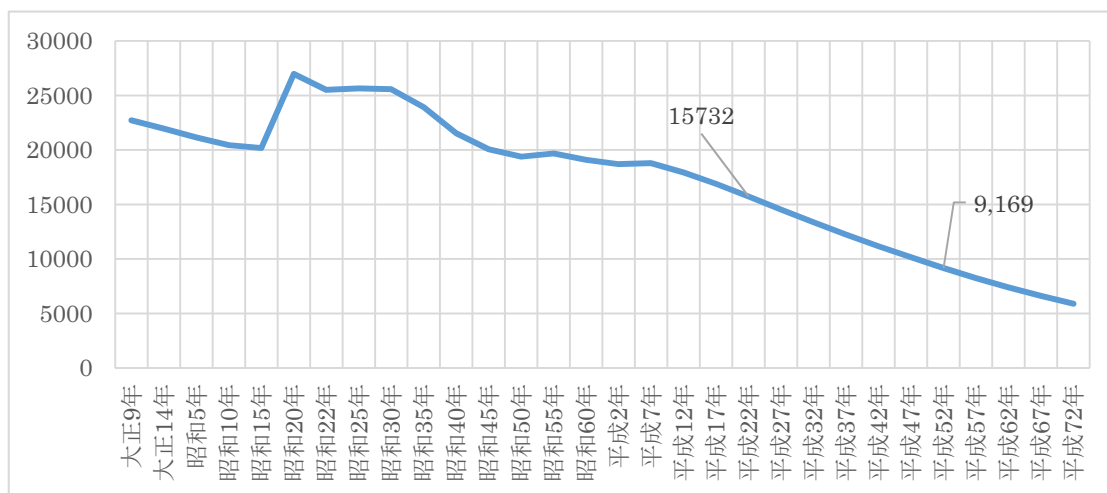
特徴的なものとして、本町における転入の状況では「京都府内からの転入は少なく、府外からの転入が多い」という傾向であり、また、転出においては、東京圏への転出よりも関西圏への転出が圧倒的に多く、その中でも「府内転出」が多いことから、本町においては府内への人口流出を抑制する施策を実施することが必要と考えられる。

また、比較的「ゆるやかな人口減少」をたどっていることから、本町の「暮らしやすさ」という利点も推察でき、現状に加え新たな戦略の実践や、従来の事業の見直し・連携を実施していくことが重要であると考えられる。

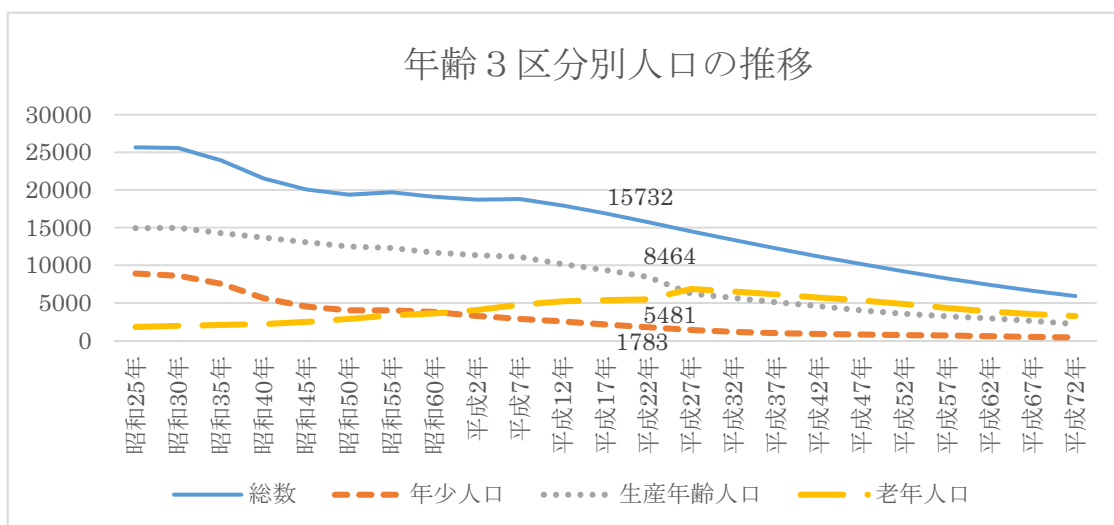
<参考：南丹地域（亀岡・南丹・京丹波）における現状>（京都府分析資料抜粋）

- 総人口（2010年）：143,345人
- 出生数（2010年）：1,059人
- 合計特殊出生率（平成20年～24年）：亀岡＝1.32、南丹＝1.38、京丹波＝1.40

南丹地域における特徴として、他地域（北部・山城）は「15～19歳の転出超過」が最大であるのに対して、「20～24歳の転出超過」が最大となっている点であり、大学等卒業後の就職時に若者の流出をいかに少なくするかが大きな課題である。



【図1】総人口の推移（国勢調査に基づく推計）



【図2】年齢3区分別人口の推移（国勢調査に基づく推計）

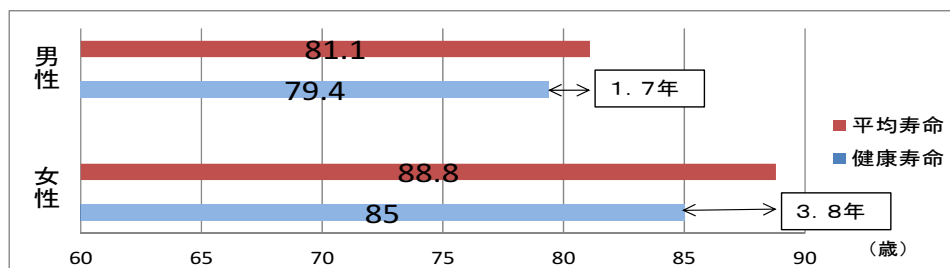
2 京丹波町における人口ビジョンの分析

本町の合計特殊出生率は「1.40（平成 25 年）」であり、京都府 26 市町村のうち上位 10 番目となっている（※全国平均 1.43、京都府 1.26）。この出生率に大きな相関関係があるとして「女性 30 代の未婚率」があげられるが、本町の場合「26.0%」と比較的低い。一方「男性 30 代の未婚率」は「46.2%」と比較的高い状況であり、このことが合計特殊出生率に影響していると考えられる。また、女性の非正規雇用率が京都府内で最も高く、不安定な雇用が多いことも結婚・出産への妨げとなっていることから、結婚後の継続雇用など就業環境の改善と結婚から子育てまでの社会的な支援の仕組みづくりが必要である。

人口動態の状況は、前述したとおりであるが、特に「20 代は転出超過」「30～40 代前半では転入超過」である。また、生産年齢人口の構成比は平成 22 年（2010 年）の「53.8%」から平成 52 年（2040 年）には「45.8%」まで減少すると推計されており、人口の半分以下の状態となることから、住民 1 人あたりが支える負担が大きくなる。

本町の産業別就業割合では、第 1 次産業が「15.8%」、第 2 次産業が「28.4%」と、他地域に比べて第 1 次、第 2 次産業への就業人口が比較的高いことなどから、地域の特色を活かしつつ、産業構造を再構築し、地域内資源を活用した雇用確保（しごとづくり）、地域経済の形成が必要と考えられる。

本町の平均寿命及び健康寿命は、下記図表のとおりである。高齢化率は毎年 1%程度増加している傾向にあるが、健康で元気な高齢者層が増加することは、地域の担い手として活躍でき、生きがいある暮らしの実現にも大きく寄与するものであり、健康長寿施策の推進は、田舎暮らしを希望する都市住民の移住先として、本町の活かすべき特長の一つである。



※介護保険認定者数から算出した 0 歳時点平均自立期間 (=健康寿命) と平均寿命を示したもの

【出典】(暫定版)平成 26 年度京都・健康寿命向上対策事業報告書より抜粋

Ⅲ. 今後の施策の方向

地方創生に向けて、地方自治体はそれぞれの地域の実情に応じて主体的に「地方版総合戦略」を策定することとなる。本町では、国は政策5原則、4つの基本目標に基づきつつ、本町が企画・実施する施策に対応する支援策のメニューを検討し、国や京都府と一体となって取り組みを推進していく必要がある。

以下に示す、町の基本目標及び政策パッケージ例は、短期的に実施が可能な施策と構造的な改革を視野に入れて中長期に継続的に実施すべき施策の両方が含まれている。それぞれの施策の内容に応じ、具体的な工程表を検討するとともに、必要な体制整備の状況を確認しつつ推進していくことが重要である。

1 基本的視点

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成22年(2010年)の人口「15,728人」は、平成52年(2040年)には「9,169人(約41.75%の減少)」と見込まれており、総人口に占める生産年齢人口の減少による住民1人あたりが支える負担が大きくなるとともに、年少人口の減少による学校の統廃合など、様々な社会的影響も懸念される。

本町においては、「人口流入の促進」と「人口流出の抑制」という両面からの施策推進が必要であり、「しごとづくりや交流人口をキッカケとした定住促進」、「ひとづくりによる暮らしやすい環境の提供」、「安心して住み続けられる基盤整備」など、国、京都府、近隣自治体など関係者をはじめ、町民の皆さんと危機感と問題意識を共有して、一体的・持続的に取り組むことが何よりも重要であり、次の基本的視点をもとに本町の創生を成し遂げる。

(1) 地域資源を活用した地域内経済循環と雇用促進

豊潤な大地と水によって形成され、先人が築き上げてきた森林や食材を活かした産業の活性化、起業促進、新産業の創出などを図り、ヒト(主体)が集まり、モノ(地域資源)を活用し、カネ(資金)を地域で循環させる取り組みを図る。

(2) 若者層の人口流出の抑制、壮年層を中心とした人口流入の促進

京都縦貫自動車道の全線開通などによる交通アクセスの利便性や災害の少ないまちという優位性を最大限に活かした定住促進により、人口流出の歯止めと人口流入の増加を図る。

(3) 若い世代の就労・結婚・子育て支援などの快適な生活環境の整備

本町の豊かな教育環境で育った若い世代が将来にわたってこのまちで暮らしていけるよう、安心して働き、結婚・出産・子育てが行える環境を整備する。

(4) 健康づくり・地域包括ケアシステム構築の推進と町外からの定住化の促進

安心・安全な暮らしの環境整備を充実させることにより、若年層のみならず高齢者層の健康長寿化、医療費などの社会的負担や人口減少の抑制を図る。さらにその環境を町外に発信することで交流や定住につなげる。

この基本的視点に基づき、「森林」「食」「防災力(地域力)」「子育て(教育)」といった本町にある有用な地域資源を最大限活用し、将来的にはわが町の中で「自給自足的循環型社会」が形成されるまちづくりを進める。

2 5つの基本目標と政策パッケージ

(1) 地域経済支援によるしごとづくり

基幹産業である農林業を若い世代が安心して暮らしていける「産業」として再構築することで、担い手不足の解消、域内経済が循環し、あわせて町内起業家を支援することにより、若者の地域定着を図る。

(ア) 包括的創業支援の推進

【考え方】

- ・進学や就職といった機会に町内での雇用が少なく、若年層の定着が図れない。⇒町遊休土地等を活用した企業誘致の促進。
- ・「遊休人財」といわれる女性や退職者の起業促進を図ることで、生涯現役で幸せに暮らせるしごとづくりを推進する。
- ・町内企業を中心とした関係機関の産学連携や企業連携、農商工連携など、地域資源活用型の新産業創出を図る。

【実現方策例】

- ◆地域資源活用型企业（起業家）誘致事業
- ◆起業・ベンチャービジネス育成事業
- ◆新産業創出事業

(イ) 福祉サービス産業の活性化

【考え方】

- ・町内介護保険事業所においては、慢性的な介護人材が不足している状況がある。（ 人）
- ・資格取得のための講座開設とあわせて、継続して働ける環境整備と雇用に伴う奨学金等の支給制度を検討する。

【実現方策例】

- ◆福祉介護人材の確保対策事業

(ウ) 農林業の成長産業化

【考え方】

- ・耕作放棄地の増加（558,740 m²。26年度末）、農林業従事者の高齢化と担い手不足、有害鳥獣の被害増大（約26ha・約26,000千円。26年度）など、主幹産業を取り巻く環境は深刻な状況となっている。
- ・若者にも魅力ある基幹産業として転換させる必要がある。

【実現方策例】

- ◆京丹波町産木材活用促進事業
- ◆バイオテクノロジーを活用した地域産業活性化事業

(エ) 地域活性化のための情報共有化

【考え方】

- ・地域情報の共有化を図ることや、インターネット環境を高速化する環境を整備することで、地域内での起業家や移住のサポート促進、地域内における活性化の取り組みを促進する。

【実現方策例】

- ◆ケーブルテレビ伝送路の光化統一事業

(オ) バイオマス産業都市の推進

【考え方】

- ・本町の木質バイオマス賦存量（約 1,100 t/年）、家畜排泄物バイオマス賦存量（約 117,000 t/年）のほとんどが利用されていない現状を踏まえ、地域におけるバイオマス資源の利用という長期的な視点で検討する必要がある。
- ・持続的かつ安定的な利活用により、エネルギー、環境、産業、コミュニティを柱としたまちづくりを目指す。

【実現方策例】

- ◆再生可能エネルギー推進事業

(カ) 新規就農・就業者への総合的支援

【考え方】（再掲）

- ・耕作放棄地の増加、農林業従事者の高齢化と担い手不足、有害鳥獣の被害増大など、主幹産業を取り巻く環境は深刻な状況となっている。
- ・若者にも魅力ある基幹産業として転換させる必要がある。

【実現方策例】

- ◆農林業の担い手対策

② 京丹波町へのひとの流れづくり

「食」といえば京丹波であることを最大限発信することで、交流から定住への流れをつくる。

(ア) 移住希望者への支援強化

【考え方】

- ・京都縦貫自動車道の全線開通や鉄道網の高速化など、「都市近郊の純田舎」として地域の魅力を発信するとともに、通勤・通学圏として必要な支援策を検討する必要がある。
- ・移住希望者に対して、地域内で定住するための支援策もあわせて検討する必要がある。

【実現方策例】

- ◆住み続けるまちづくり事業
- ◆生活環境の支援強化事業

(イ) 移住環境のトータルサポート

【考え方】

- ・移住におけるリスク（土地柄や地域コミュニティの情報不足）を解消し、地域にとっても円満な移住をサポートする必要がある。
- ・地域における活性化のキッカケとして町が主体となって移住環境を整備する必要がある。
- ・空き家情報バンク登録数（丹波：5戸、瑞穂：2戸、和知：3戸。26年度末）

【実現方策例】

- ◆空き家対策事業（お試し居住による段階的移住の促進）
- ◆住宅改修補助事業

(ウ) 食実幸健 食の郷●京丹波の推進

【考え方】

- ・本町の交流人口は約 2,000 千人弱であるが、京都縦貫自動車道の開通による立ち寄り客の減少、そのことで賑わいが減ることによる目的客の減少といった負の連鎖に陥る可能性がある。
- ・個性的な観光資源を有しながら、つながりを欠くため発信力が弱いのが現状である。
- ・観光施策という限られた取り組みではなく、交流人口の更なる増加と地域経済の活性化を目的とした総合的なプロジェクトが必要である。

【実現方策例】

- ◆京丹波町まるごと観光 フードツーリズム推進プロジェクト事業
- ◆京丹波町まるごと観光 新たな魅力づくりプロジェクト事業

(エ) 地元学生定着促進プランの推進

【考え方】

- ・京都府立林業大学校学生の町内居住地の確保と、京都府立須知高等学校の町内就職率の向上は本町の人材育成においては重要な課題となっている。
- ・京都大学農学部大学院との連携事業を模索することで、町内企業とのつながりも検討する必要がある。

【実現方策例】

- ◆地元学生定着支援事業（公共施設利活用、空き家対策と連携）

(3) 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

充実した子育て支援を実感する施策の推進とともに、将来にわたり郷土愛が持続する教育(学び)の機会を創出する。

(ア) 総合的な少子化対策の推進

【考え方】

- ・高度な子育て支援策を医療・福祉の面からも支援する事業が必要である。
- ・男性 30 代の未婚率向上のための施策を推進することによって、出生数の改善を図る。

【実現方策例】

- ◆子どもの健やかな発達事業
- ◆出会いサポート事業

(イ) 多様な教育機会の充実

【考え方】

- ・少子化の要因でもある「子育てはしんどい」「経済的な負担が大きい」などのマイナスイメージを払拭するため、将来設計を見据えた教育機会を設ける。
- ・本町の「食」を身近なところから実感し、「食育」から「健康長寿」へとつながる機会づくりが必要である。

【実現方策例】

- ◆「笑がおで食育」推進事業
- ◆ライフデザイン教育推進事業
- ◆明日を拓く教育推進事業

(ウ) 地域子育て支援センターの充実

【考え方】

- ・子育て支援センターの充実においては、地域の中での親同士が気軽に交流できる土台づくりが必要であり、その中からお互いが支え合う子育てサークルの育成が急務である。

【実現方策例】

- ◆地域子育て支援センター事業

(エ) 子ども・子育て支援の充実

【考え方】

- ・多子世帯の負担軽減を図る必要がある。
- ・総合的な子育て支援講座などを受講することで、子育てへの不安解消、出産への意欲などの向上を図り、保育所等の負担軽減による支援を検討する。
- ・地域子育て支援拠点としての学童保育事業の充実により、安心した子育て環境を提供する。

【実現方策例】

- ◆多子軽減負担（第3子保育料無償化）
- ◆子育て応援助成金
- ◆子育て基金の創設（ふるさと納税との連携）
- ◆学童保育事業の充実

4) 「災害の少ないまち」での防災まちづくり

大規模自然災害が頻発する中で、将来にわたる「災害の少ないまち」を目指して、地域防災力の醸成と日常の危機意識の向上を図る。

(ア) 「災害の少ないまち」での防災まちづくり

【考え方】

- ・本町の優位な立地条件を活かした企業誘致や農山村移住の機運向上につなげる。
- ・まち全体で危機管理意識を向上させることで、将来的な人材確保にもつながる。

【実現方策例】

- ◆地域防災力向上事業

5) 時代に合った地域づくりと暮らしの安心づくり

生産人口の増加とともに、健康長寿なまち形成により、人口流出を抑制する。

(ア) 地域と地域を結ぶ公共交通ネットワーク形成

【考え方】

- ・高齢化に伴う「交通弱者」への対応は、日常生活を維持するためにも早急な対応が求められており、将来的には交通ネットワークを形成することで、集住化につなげる必要がある。

【実現方策例】

- ◆地域と地域を結ぶ公共交通ネットワーク形成

(イ) 健康づくり・地域包括ケアシステム構築の推進

【考え方】

- ・健康寿命と平均寿命の差を解消するため、医療・介護・福祉・保健といった地域包括ケアシステム構築を推進していくことが必要である。
- ・スポーツを「健康づくり」の面からとらえ、家庭から地域、地域からまち全体へと広がる施策の推進と仕組みづくりを検討する。
- ・地域内のコミュニティが希薄化する中で、昔ながらの「お互い様」「おすそわけ」といった本町の地域力を再構築し、専門的な見地も含め実践する必要がある。

【実現方策例】

- ◆医師等確保推進事業
- ◆健診事業
- ◆健康で長生きするぞ事業
- ◆地域包括ケアシステム構築推進事業

(ウ) 多世代交流拠点整備の推進

【考え方】

- ・まちづくりの拠点となる施設の充実を図ることで、交流人口の増加と生涯学習の機会創出につなげる。

【実現方策例】

- ◆畑川ダム周辺整備事業・・・・・・・・森の京都関連事業
- ◆丹波自然運動公園周辺整備事業・・・・・・・・森の京都関連事業
- ◆「道の駅」地域拠点機能強化事業・・・・・・・・森の京都関連事業

(エ) 安全な生活基盤整備

【考え方】

- ・移住者のみならず、町民の生活環境を快適かつ安全に維持していくことで、定住のための環境整備を行う必要がある。

【実現方策例】

- ◆町道舗装維持修繕事業
- ◆橋梁維持修繕事業
- ◆公営住宅維持修繕事業

(オ) 地域（ふるさと）再生の推進

【考え方】

- ・本町の豊かな自然を守り育てることは、地域の人材育成にもつながる。
- ・国定公園化を想定した地域活性化のモデル事業を検討し、まち全体への広がりを探る。

【実現方策例】

- ◆地域（ふるさと）再生事業・・・・・・・・森の京都関連事業

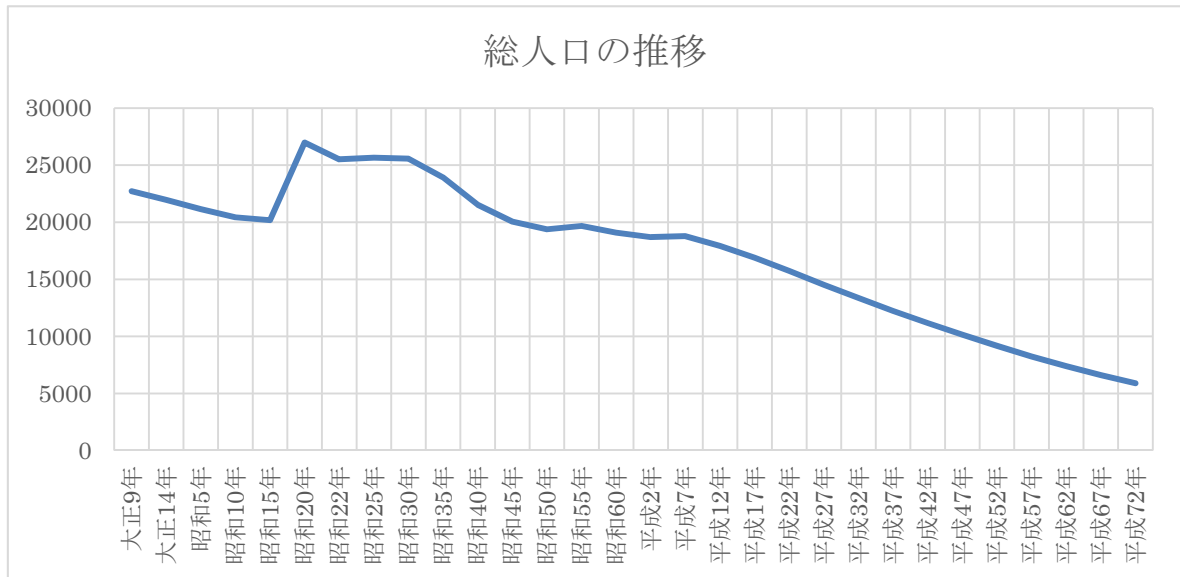
1 総人口の推移（国勢調査より）

- 京丹波町では、戦後昭和 20 年に 26,986 人（最大値）であった。
- その後、昭和 22 年から昭和 30 年までは横ばいであることから、第 1 次ベビーブームの影響は少なかったと考えられる。また、昭和 30 年から昭和 50 年にかけて緩やかに人口減少が起こっていることから、第 2 次ベビーブームの影響も少なかったといえる。

※第 1 次ベビーブーム…昭和 22 年～昭和 24 年

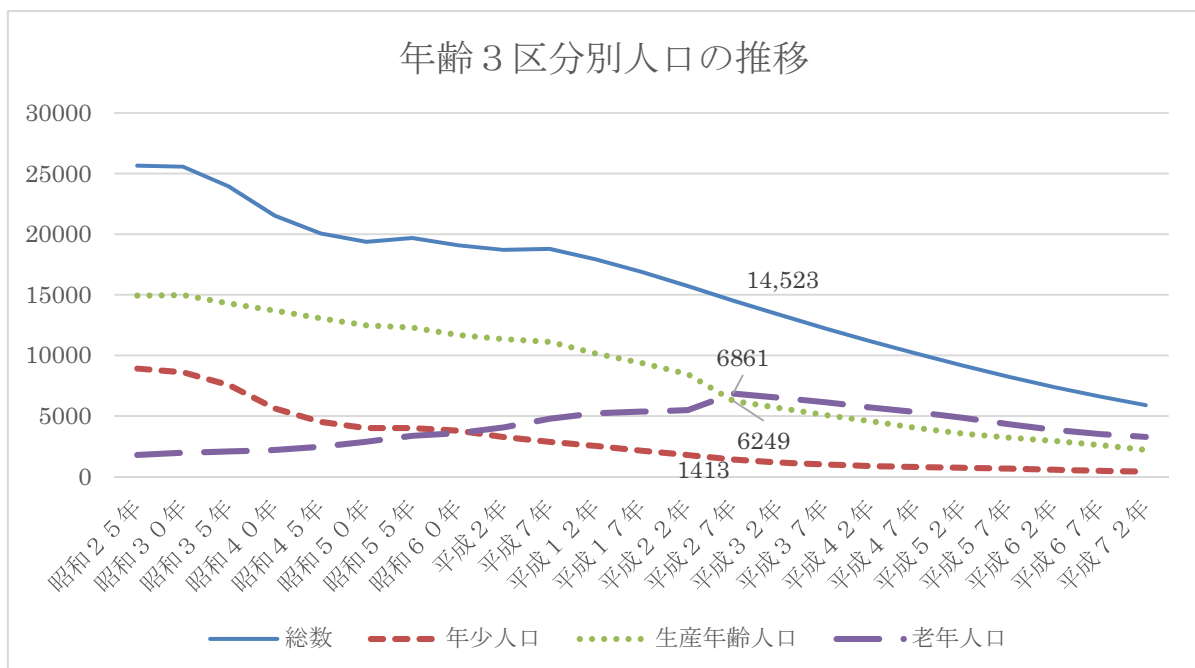
第 2 次ベビーブーム…昭和 46 年～昭和 49 年

- 平成 2 年から平成 7 年かけて一時増加するも、以降は現在に至るまで年間約 220 人の減少が続いている状況である。



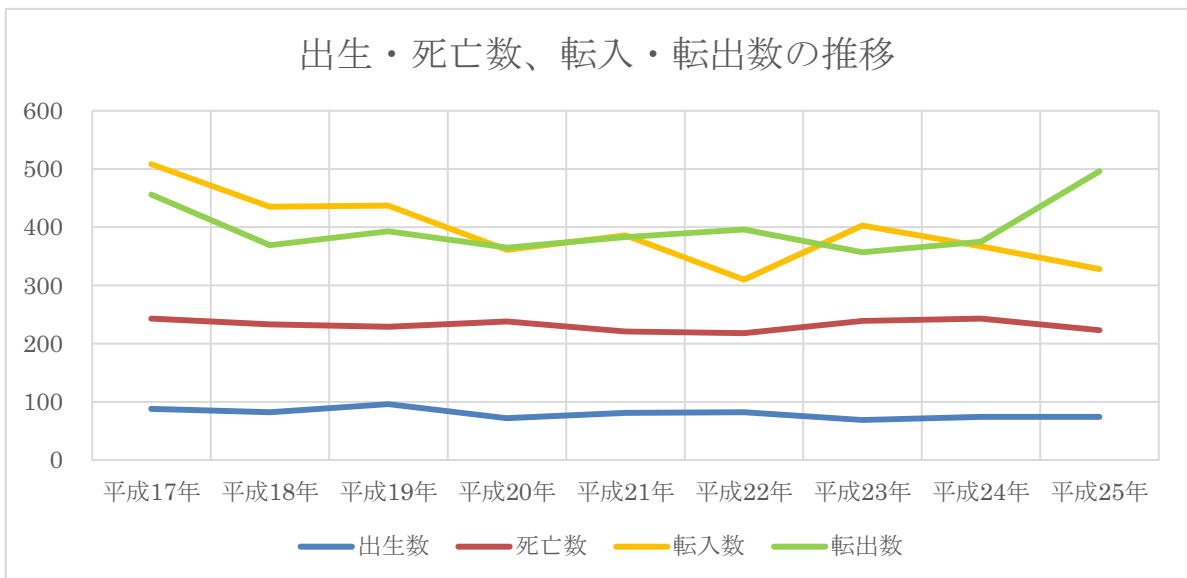
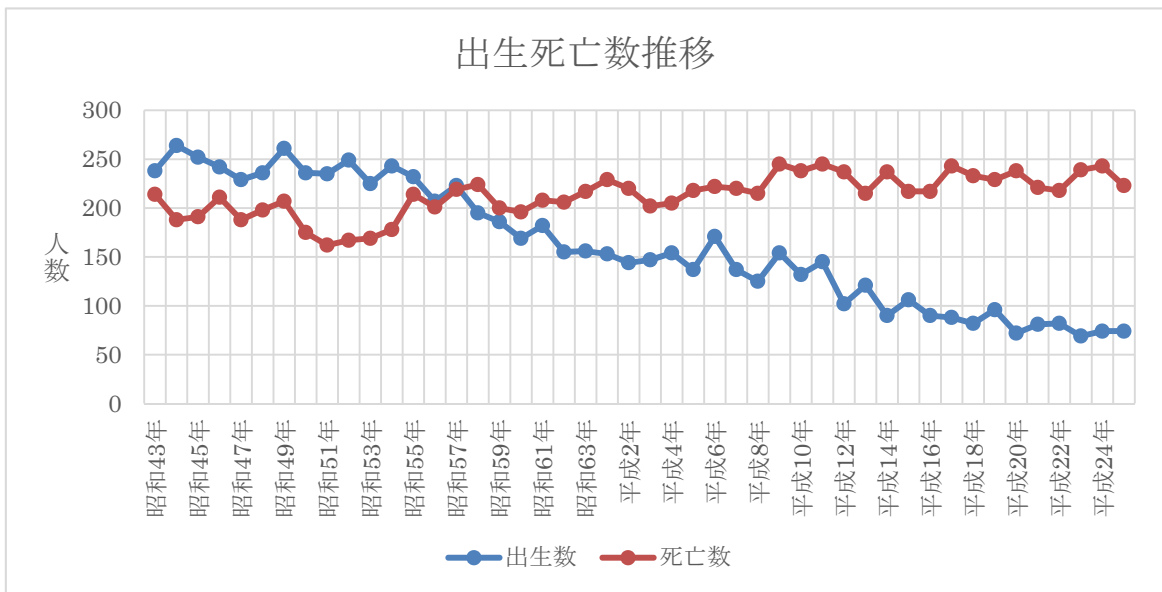
2 年齢3区分別人口の推移（国勢調査より）

- 生産年齢人口は昭和 30 年の 14,976 人をピークに減少し続けている。
- 年少人口は昭和 25 年の 8,912 人をピークに以降は減少し、昭和 45 年から昭和 50 年にかけて一時増加するも以降は減少し続けている。
- 老年人口に関しては、生産年齢人口が順次老年期に入ることもあり、昭和 25 年以降増加し続けている状況であり、平成 2 年からは年少人口を上回っている。



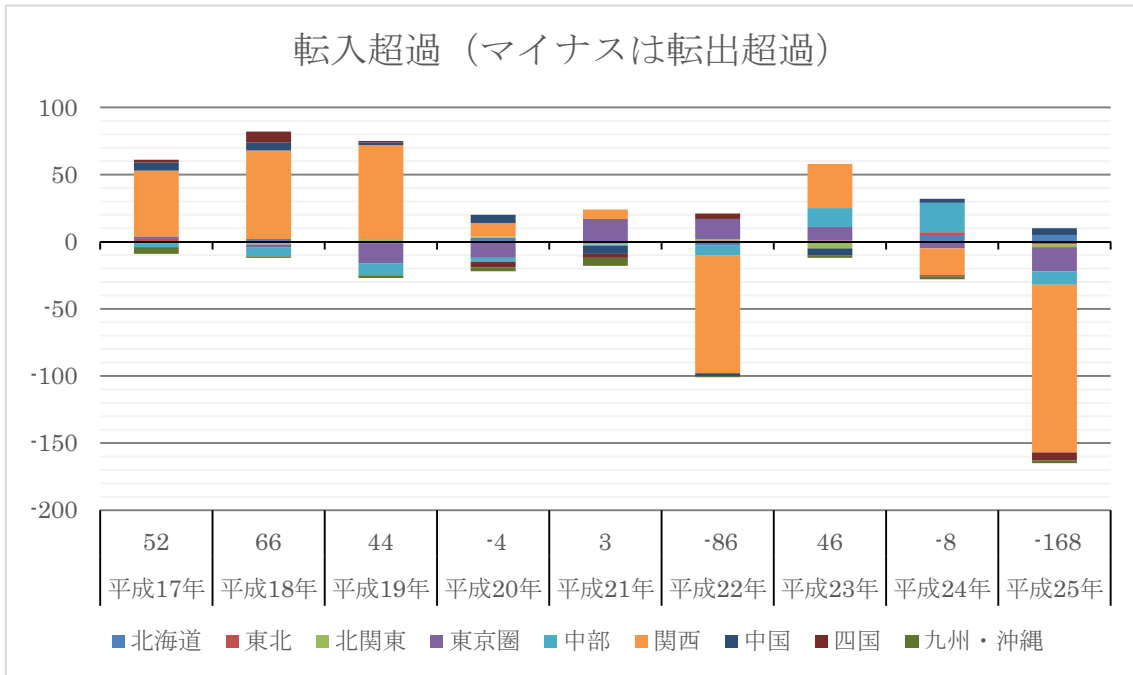
3 出生、死亡、転入、転出の推移

- 出生数においては、昭和 43 年から昭和 57 年まで 200 人以上の出生が見られたが、昭和 58 年以降は 200 人を下回ってきた。さらに、平成 16 年以降においては 100 人以上の出生はない状態である。一方死亡数に関しては、昭和 58 年から死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態となってきた。(昭和 61 年以降は毎年 200 人以上の方が死亡している)。さらに、平成 14 年以降からは出生数の減少により 100 人以上の自然減で推移している。
- 転入・転出については、転入・転出数に大きな差がなく、社会動向として分析するには困難な状況となっている。



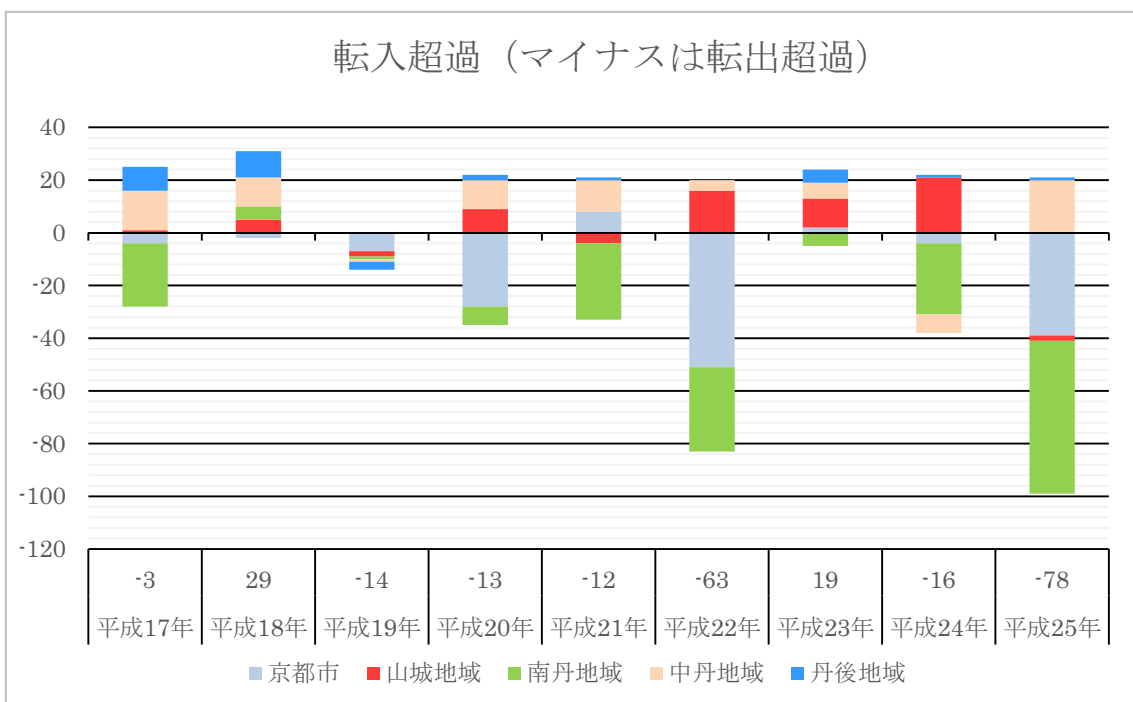
4 全国地域ブロック別の人口移動の状況（合併以降）

- 京丹波町の人口移動に関しては、関西圏への移動が1番多く見受けられる。東京圏への移動は比較的少ないことから、進学や就職を関西圏でする方が多いと思われる。



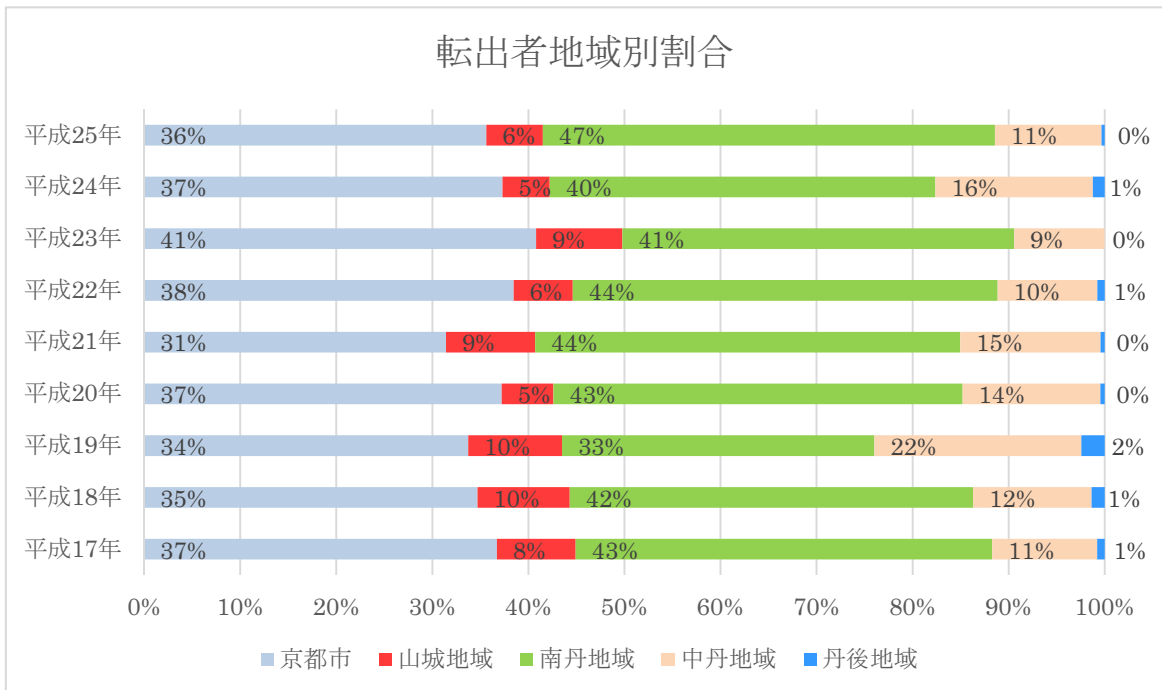
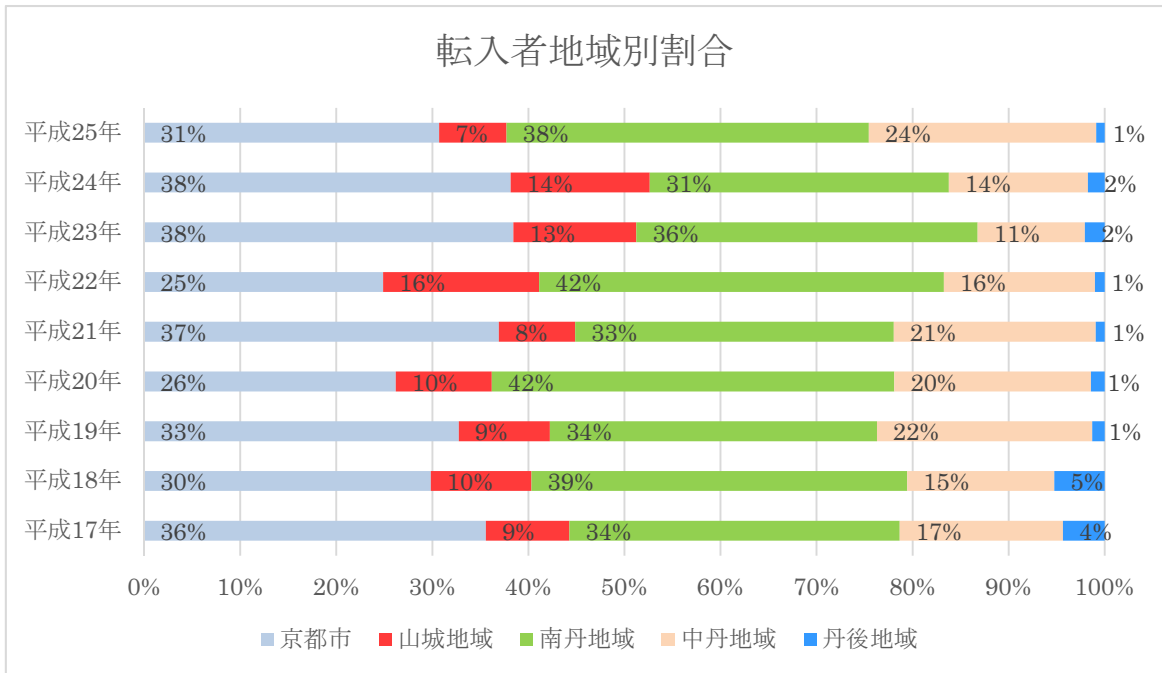
5 京都府内の人口移動の状況（合併以降）

- 京丹波町への転入・転出を比較し地域別にみると、山城地域、中丹地域及び丹後地域は転入者の方が多く、京都市及び南丹地域は京丹波町からの転出者の方が多い状況である。
- 京都府内の人口移動をみると、京丹波町の場合、府内から転入されるよりも府内へ転出されることが多い。（下図表参照）
- 上記4の図表のとおり、町全体の転入転出の状況からは転入超過が多いことから、京丹波町には、京都府外からの転入者が多いことがわかる。



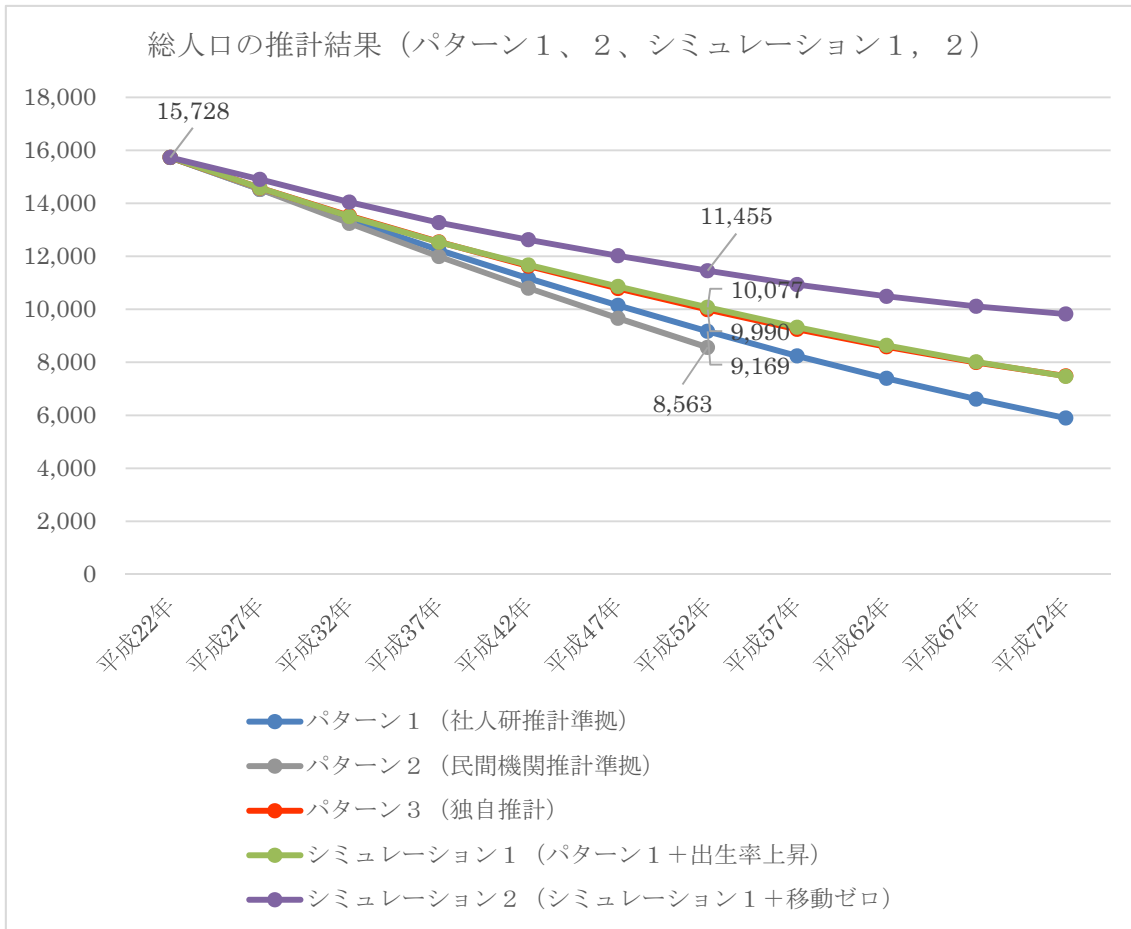
6 京都府内の転入出地域割合（住民基本台帳より）

- ・ 転入者及び転出者を地域別の割合で見ると、京都市及び南丹地域からの転入・転出者の割合が高く、この2つの地域間での人口移動が多いことがわかる。



7 総人口の推計

- ・ 出生率が上昇した場合（シミュレーション1）の推計では、平成 52（2040）年には総人口が 10,077 人になるとしている。また出生率が上昇し、かつ人口移動が均衡した場合（シミュレーション2）では、平成 52 年の総人口は 11,455 人と推計されている。
- ・ 国の目標値である平成 32（2020）年に合計特殊出生率（以下、出生率）1.6、平成 52 年に出生率 2.07 を達成できた場合（パターン3）の推計では、平成 52 年の総人口は 9,990 人と推計されている。
- ・ パターン1と比較すると、シミュレーション1では約 900 人、シミュレーション2では約 2,300 人多くなっていることがわかる。



《解説》

【パターン1】全国移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

【パターン2】全国の総移動数が、平成 22（2010）年～27（2015）年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計（日本創生会議推計準拠）

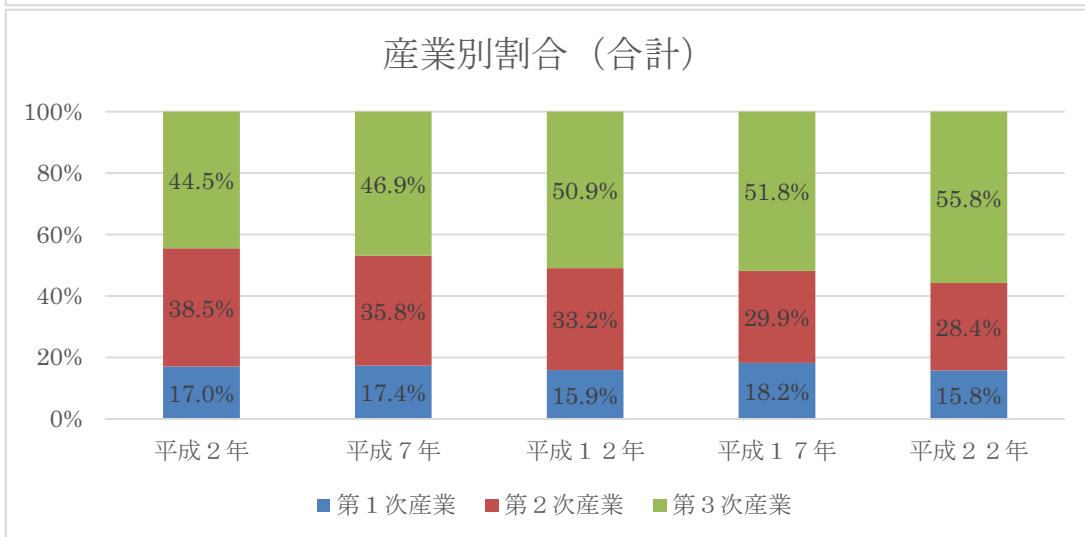
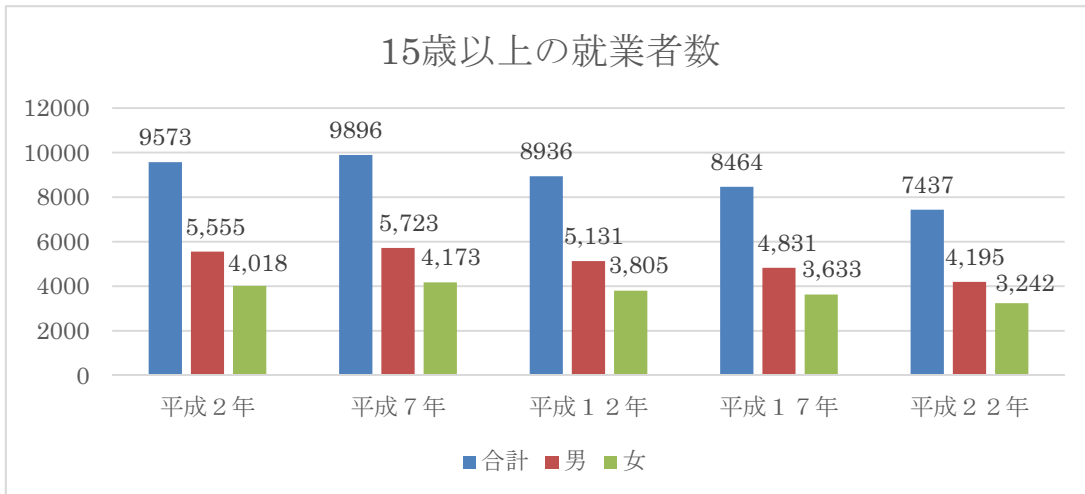
【パターン3】シミュレーション1を元に町独自で行った推計（国の目標数値を算出し試算）

【シミュレーション1】パターン1を元に合計特殊出生率が平成30年までに2.1まで上昇すると仮定した推計値

【シミュレーション2】シミュレーション1に人口移動が0（転入・転出が同数）で推移すると仮定した推計値

8 京丹波町の就業状況（国勢調査より）

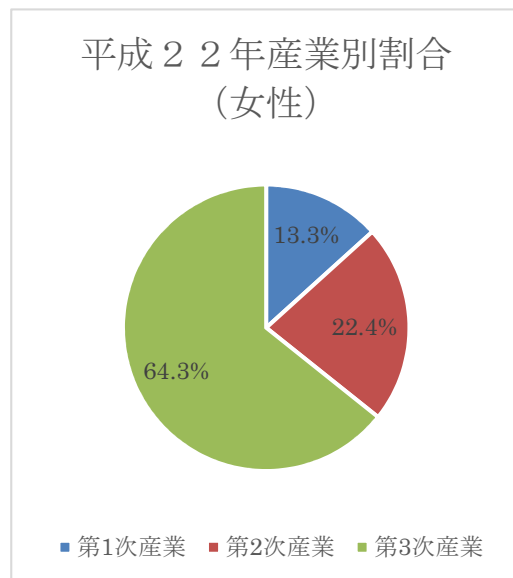
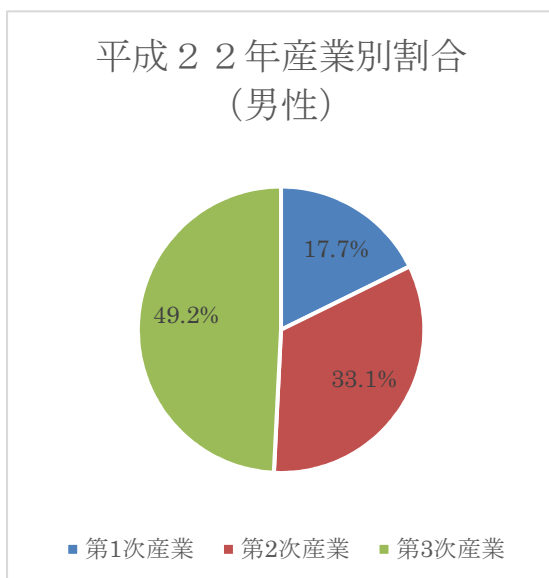
- ・ 就業者数は平成 2 年から平成 7 年にかけて増加するも、以降は減少が続いている。
- ・ 産業別にみると、第 3 次産業の割合が高く平成 12 年以降は 50%以上で推移している。



<参考>

京都府産業別割合…第 1 次産業 2.3%、第 2 次産業 24.0%、第 3 次産業 73.7%

全国産業別割合…第 1 次産業 4.2%、第 2 次産業 25.2%、第 3 次産業 70.6%



アンケート実施期間：平成27年3月1日～4月30日

アンケート回収枚数

3月	67 枚
4月	23 枚
合計	90 枚

(転入件数：42件、転出件数：78件 計 120件中)

(転入件数：43件、転出件数：44件 計 87件中)

1 年齢について

① 男	47 人
② 女	43 人

2 年齢

① 10代	12 人
② 20代	36 人
③ 30代	18 人
④ 40代	10 人
⑤ 50代	6 人
⑥ 60代	4 人
⑦ 70代以上	3 人
未回答	1

2 年齢

	男性 (転入)	男性 (転出)	女性 (転入)	女性 (転出)
① 10代	0	5	0	7
② 20代	3	17	4	12
③ 30代	4	4	2	8
④ 40代	1	4	2	3
⑤ 50代	3	1	2	0
⑥ 60代	2	1	1	0
⑦ 70代以上	1	1	1	0
未回答	0	0	0	1

3 世帯構成

① 1人世帯	33 人
② 複数世帯	52 人
未回答	5 人

3 世帯構成

① 1人世帯	2	17	4	10
② 複数世帯	12	15	8	17
未回答	0	1	0	4

4 転出理由(複数回答可)

① 進学	7 人
② 就職	26 人
③ 転勤	5 人
④ 転職	5 人
⑤ 結婚	10 人
⑥ 離婚	7 人
⑦ 施設への入所	1 人
⑧ 親族の介護等	0 人
⑨ 生活が不便	5 人
⑩ 住みにくい	2 人
⑪ 他の市町村の施策が充実している	1 人
⑫ その他	6 人

4 転出理由(複数回答可)

① 進学		5		2
② 就職		12		14
③ 転勤		1		4
④ 転職		4		1
⑤ 結婚		8		2
⑥ 離婚		7		0
⑦ 施設への入所		1		0
⑧ 親族の介護等		0		0
⑨ 生活が不便		2		3
⑩ 住みにくい		2		0
⑪ 他の市町村の施策が充実している		0		1
⑫ その他		0		6

※理由

(女性) 私学助成金等(回答番号⑪)

(女性) 家庭の事情

(女性) 職場までの通勤時間がかかる

(女性) 子どもが大きくなるまでの人口減少が不安

(女性) 職場に近いから

(女性) 引越し

(女性) 退職、病気療養のため

※理由

5 転入理由(複数回答可)

① 卒業後帰郷	2 人
② 退職後帰郷	0 人
③ 転勤	4 人
④ 転職	3 人
⑤ 結婚	3 人
⑥ 離婚	0 人
⑦ 施設への入所	1 人
⑧ 親族の介護等	2 人
⑨ 都会暮らしからの脱出	6 人
⑩ 住みやすそう	6 人
⑪ まちの施策が充実している	0 人
※例	
⑫ その他	7 人

※理由

男性：新築建替え

男性：京丹波町の為に役に立ちたい

女性：進学

女性：土地を購入し家を建てたから

女性：危ないので近くの道路を直してほしい(井尻岡ヶ鼻)

5 転入理由(複数回答可)

① 卒業後帰郷	1		1	
② 退職後帰郷	0		0	
③ 転勤	4		0	
④ 転職	1		2	
⑤ 結婚	2		1	
⑥ 離婚	0		0	
⑦ 施設への入所	0		1	
⑧ 親族の介護等	1		1	
⑨ 都会暮らしからの脱出	3		3	
⑩ 住みやすそう	4		2	
⑪ まちの施策が充実している	0		0	
※例				
⑫ その他	2		5	

※理由

アンケートの概要

■京丹波町総合計画 住民アンケート

1 対象 3,000人

年齢基準日／平成27年4月1日現在

抽出方法／住民基本台帳（外国人登録含む）の中から無作為抽出

[階層別抽出結果]

上欄／人数。下欄／構成率%

	男	女	計
18-39 歳	798	802	1,600
	26.6	26.7	53.3
40 歳以上	552	548	1,100
	18.4	18.3	36.7
転入者 (24～26 年度)	155	145	300
	5.2	4.8	10.0
計	1,505	1,495	3,000
	50.2	49.8	100.0

2 中高生対象 500人

年齢基準日／平成27年4月1日現在で「12～17歳」

抽出方法／住民基本台帳（外国人登録含む）の中から無作為抽出

男：249人 女：251人

3 方法 郵送（往復）

3 スケジュール

- ・5月29日（金） アンケート用紙発送
- ・6月12日（金） アンケート投函期限

※このアンケートのほか、町内企業・まちづくり団体等に聞き取り調査等を実施する予定です。

（実施時期；6月中）

総合計画策定体制

